

県内拠点の強化・拡充される企業の 皆さんへの支援制度をご活用ください

概要

- (1) 形態 ① 移転型…東京 2 3 区内から本社機能等を県内に移転
② 拡充型…県内にある企業の本社機能等の強化・拡充

本社機能等とは、「調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門」、「研究所」、「研修所」をいいます。

(2) 手続き

特定業務施設の整備(新設、増設、購入、賃借、既存施設の用途変更、既存施設におけるオフィス環境整備)が必要

- ・ 工事着工前に施設整備計画を作成いただき、県知事に申請してください。
(※) 減税制度の活用には県知事からの認定を受けることが必要です。

計画認定期間は、H27～R3年度です。

計画認定期間が2年間延長 (R1年度→R3年度)

【主な認定要件】

- ・ 計画期間中*1に当該本社機能等の従業員数が5人(中小企業は2人)以上増加することが必要です。

(*1) 計画期間は、H27.10.2～R6.3.31の間で設定いただけます。

(3) 主な支援内容 (支援1、支援2はどちらかを選択適用)

【支援1】 設備投資 (オフィス) 減税

建物の新設、増設、建物の購入(新築)が対象

- 対象：事務所・研究所などの建物等
- 要件：取得価格2千万円以上(中小企業は1千万円以上)
- 支援内容：

	①移転型	②拡充型
建物等の取得価格に対し	特別償却 25% または 税額控除 7%	特別償却 15% または 税額控除 4%

【支援2】 雇用促進税制の拡充

- 対象：各事業年度における当該施設の増加雇用者(法人全体の雇用者純増数が上限)
- 要件：当該施設で雇用者(非正規除く)2人以上増加
- 支援内容：当該施設の増加雇用者1人あたり、以下の税額を控除

	①移転型	②拡充型
無期雇用かつフルタイムの新規雇用者	50万円/人	30万円/人
他の事業所からの転勤者	40万円/人	20万円/人
加えて	40万円/人を 最大3年間継続	—

【支援3】 地方税の軽減

○対象：土地、建物、構築物、機械装置

○要件：建物、構築物及び機械装置の取得価額の合計額が38百万円以上
(中小企業は19百万円以上)

○支援内容：

		①移転型	②拡充型
県税	法人事業税	課税免除 【3年間】	—
	不動産取得税	課税免除	1/10に軽減
市町村税	固定資産税	課税免除 【3年間】	1年目:1/10に軽減 2年目:1/3 " 3年目:2/3 "

※標準税率は各自治体にご確認ください。

上記の他に以下の **企業立地助成制度**も活用できます。

●本社機能の県外からの移転に対する助成 (助成額=対象経費×助成率)

助成対象	交付要件		助成率	限度額
	投資額	新規雇用者数		
土地 建物 設備	5千万円以上	5人以上(中小企業2人以上)	対象経費の 10%	5億円
	100億円以上	60人以上		30億円*1

(*1)知事が特に必要と認めた場合

●民間研究所の新・増設への助成 (助成額=対象経費×助成率)

対象業種	助成対象	交付要件		助成率	限度額
		投資額	研究者数*1		
自然科学 研究所 (試験、開発 研究等)	土地 建物 設備	1億円以上	10~29人	対象経費の15%	1.5億円
			30人以上		対象経費の20%
			60人以上	5億円*2	

(*2)「成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)」に該当し、施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、研究者数の雇用要件を1/2に緩和。

(*3)知事が特に必要と認めた場合

●研究者等の雇用に対する助成 (助成額=50万円×新規雇用者数)

助成対象	交付要件		助成額	限度額
	投資額	新規雇用者数		
自然科学研究所 の研究者	3千万円以上	10人以上	50万円/人	1億円